

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 31 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	78



議案第 31 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 1 項第 2 号中「265,000 円」を「270,000 円」に改め、同項第 3 号中「480,000 円」を「490,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 22 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。